

## 新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p data-bbox="376 347 878 379">第59条関係 国税の予納額の還付の特例</p> <p data-bbox="152 387 228 419">(最近)</p> <p data-bbox="136 427 1115 571">1 この条第1項第2号の「最近」とは、おおむね6月以内をいうものとする。 <u>ただし、同号の国税が通則法第17条第2項(期限内申告)に規定する期限内申告書において納付すべき税額の確定することが确实であると認められる場合は、おおむね12月以内をいうものとする。</u></p>	<p data-bbox="1361 347 1863 379">第59条関係 国税の予納額の還付の特例</p> <p data-bbox="1137 387 1214 419">(最近)</p> <p data-bbox="1122 427 2098 459">1 この条第1項第2号の「最近」とは、おおむね6月以内をいうものとする。</p>